

○経済産業省告示第六十八号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百八号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年四月十一日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>この告示による改正後の輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原</p>	<p>附則</p> <p>この告示による改正後の輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原</p>

産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表二の表の罫一の六番罫の項の規定は、令和九年四月十三日限り、その効力を失う。

産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表二の表の罫一の六番罫の項の規定は、令和七年四月十三日限り、その効力を失う。